

生徒心得

本校の教育は、教育基本法にのっとり、本校が定めた教育目標に基づいて行なわれるものであるが、諸君が十分修学の実をあげ、将来有為な人材となるために、生徒として当然心得なければならないことが多い。

以下にそのおもなものを列挙する。生徒はこの心得に照らして各自の行動を規正し、有意義な学校生活を送るよう努力すべきである。

○遅刻

8時30分以降は遅刻となり、ピンク色の「遅刻届」及び「個人別遅刻届」に記入する。ピンク色の「遅刻届」は担任、学年印またはサインをもらい、出席簿にはさむ。授業中の場合は教科担当印をもらい出席簿にはさむ。「個人別遅刻届」に関しては生徒指導部にて管理し、遅刻が5回以上になれば、反省文を提出する。その後遅刻5回ごとに反省文を提出する。

○早退・外出

登校後に病気、その他の理由で早退、外出するときは、「早退・外出許可証」にHR担任から押印してもらい、生徒指導室の出窓にある「早退・外出記録用紙」に記入してから退校する。なお、外出の場合は、「早退・外出記録用紙」に帰ってきた時刻を記入してから教室に入る。

○授業

授業は学校生活の根幹であるから、制服及び定められた服装でかつ真剣な学習態度と旺盛な研究心とをもって臨まなければならない。また、各科の実験、実習には各種工作機械、高圧線等を取り扱い、危険を伴うので「安全」について特に注意が必要である。

1. 授業時間中、教室の出入り、または生徒の呼び出し、連絡等には必ず担当教師の許可を受けなければならない。
2. 実験、実習に使用する機械、器具類は技術者の生命というべきものであるが、その取り扱い、手入れについては格別に念を入れるよう習慣づけることが大切である。
3. 考査の場合、不正行為をしないことはもちろん考査開始前に、教科書、ノート類はすべて定められた位置に整頓しておかなければならない。

○礼儀

礼儀は社会生活に欠くことのできないものであるから、平常の言語・態度にも品性を保ち、目上の人に対しては恭敬の念を表すよう心がけなければならない。

1. 授業の開始時、終了時には起立して挨拶する。
2. 教師、目上の人に対することばづかいや態度は礼を失わないように留意しなければならない。

3. 校内においては、特に指定された場合（実習）のほかは脱帽しなければならない。

○課外活動

課外活動は、授業の骨格に対する肉づけともなるものであるから、自分に適すると思われる部を選んで積極的に参加し、心身の鍛練、趣味の助長を通して、人間性の育成に努めるべきである。

1. 各人、必ず何かの部に所属することが望ましい。
2. 対外試合等には学校の名誉にかけて敢闘し、フェアプレーを旨として卑怯な行為のないよう注意しなければならない。
3. 応援者の行動も同様である。
4. 合宿練習の場合は、別に定める合宿規程を守ること。
5. 休業中に登校して練習する場合は、所定の手続をとること。
6. 校内において掲示、あるいは印刷物を配布しようとする場合は、あらかじめ学校に届け出て許可を得なければならない。
7. 校外における催しに参加し、あるいは主催するときは、事前に学校の許可を得なければならない。
8. 校外の各種催しの入場券、整理券等を校内で配布する場合には、事前に学校の許可を得なければならない。校内での売買行為は認めない。

○環 境

生活環境は、人間性の形成に重大な影響を及ぼすものであるから、われわれはその環境を高校生活に適するよう整備するとともに、不健全な場所への出入りは自主的に慎まなければならない。

1. ホームルーム(以下 HR と略す)はわれわれの最も身近な活動単位であり、HR のことはおおむね自主的に処理していくことが望ましい。しかし、いかなる場合にも HR 担任の指導を仰ぐことを忘れてはならない。
2. HR 当番を決め、担当区域の清掃に責任をもち、担当区域の校具、ガラス、その他の破損があった場合は、HR 担任に申告、適当な処置を講じなければならない。
3. パチンコ店等、18歳未満立ち入り禁止となっているところに、行ってはならない。
4. 列車通学生は、本分を逸脱しないよう心がけ、乗車時間を有効に活用する工夫が必要である。

○遵 法

社会生活にあって自由を得ようとするならば、積極的に自律、自戒の精神が必要であり、自由と放縦とは全く異なるものであることを銘記しなければならない。

1. 飲酒、喫煙は厳禁する。
2. 学校内での政治活動は禁ずる。但し校外で活動する場合は保護者の同意を得ることとし責任を伴う。
3. 学校、生徒会等の各種掲示は毎日注意して見る習慣をつけること。

○携帯電話

校内に携帯電話を持ち込んだ場合は、８時３０分までに電源を切り所定の場所にしまう。携帯電話を使用できる場所は「教室と生徒指導部前の多目的室」とし、時間帯は放課後のみとする。

○遊具用品の持ち込み

本校では、ゲーム機器、トランプ等の遊具の持ち込みを禁止している。違反した生徒には反省文等の課題が科せられる。

○交通安全

交通安全の確保は、人命の尊重・健全な学校生活の維持のために極めて大切である。次に遵守すべき事項を掲げる。

- １．バイク、自動車の運転は禁止する。なお、バイクの同乗も禁止する。
- ２．バイクの免許取得は認めない。
- ３．普通免許取得については、３学年の適当な時期に認める。その際は「自動車学校入校許可願」を必ず提出しなければならない。
- ４．本校に自転車で通学する生徒は、自転車の安全点検に合格した上で、「自転車通学届」を必ず提出しなければならない。
交通安全の確保、自転車の盗難防止、校内環境の整備等の配慮から次の事項をよく守ること。
 - (１) 通学途上においては交通法規をよく守ること。特に、二人乗り、カサ差し運転、ヘッドホン装着、携帯電話使用等、危険な運転は絶対しないこと。
 - (２) 通学に使用する自転車には、学校指定のシール（固有番号付）を貼付すること。
 - (３) 防犯登録及び車両整備をしておくこと。
 - (４) 自転車は HR ごとに定められた駐輪場に整頓し、施錠（チェーンロック）をしておくこと。

○その他

家庭内、または付近に法定伝染病が発生した場合は、ただちに HR 担任に届け出て指示を受ける。

○アルバイト

経済的な理由など、やむを得ない事情のある場合には、保護者の承諾・責任においてアルバイトを認める。アルバイトを希望する生徒は、所定の様式に必要事項を記入してあらかじめ届け出ること。ただし、次の事項を遵守することとし、守られない場合はすべて懲戒の対象とする。

- (１) 必ず「アルバイト届」を提出してからアルバイトを開始すること。
- (２) アルバイト業務は 21 時までとし、22 時までには帰宅していること。また、宿泊を伴わないこと。
- (３) 次に示すアルバイト業務は認めない。

- ・居酒屋、スナック等の酒席で接客を伴う業務
 - ・高さ 5 m 以上の高所作業や建設工事現場での作業など、労働基準法第 62 条及び年少者労働基準規則第 7 条、同第 8 条に定める危険有害業務
 - ・遊技場（麻雀、パチンコ店）等の未成年者が立ち入りを禁じられている職場での業務
- （４）学業、学校行事、学校での指導を最優先とすること。
- （５）アルバイト先でのトラブル・事故等は、保護者の責任において対応すること。